

議案第90号

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表12月1日の項を次のように改める。

12月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75
-------	------------	----------	------------	------------

第2条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

基準日	在職期間			
	6箇月	5箇月以上 6箇月未満	3箇月以上 5箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
12月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成28年12月1日から適用する。
- 第2条の規定による改正後の養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成29年4月1日から施行する。

議案第90号 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
(期末手当)					(期末手当)				
第5条 (略)					第5条 (略)				
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
	在職期間					在職期間			
基準日	6箇月	5箇月以上 6箇月未満	3箇月以上 5箇月未満	3箇月未満	基準日	6箇月	5箇月以上 6箇月未満	3箇月以上 5箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5	100分の60.75	6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5	100分の60.75
12月1日	100分の202.5	100分の162	<u>100分の121.5</u>	<u>100分の60.75</u>	<u>12月1日</u>	<u>100分の212.5</u>	<u>100分の170</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の63.75</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

第2条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6箇月	5箇月以上 6箇月未満	3箇月以上 5箇月未満	3箇月未満		6箇月	5箇月以上 6箇月未満	3箇月以上 5箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5	100分の60.75	6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
12月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75	12月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
3・4 (略)					3・4 (略)				